

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案のうち沿岸漁業改善資金助成法関係
規制の名称	転貸融資方式による貸付けを可能とすることに伴う貸付資格認定の義務付け
規制の区分	改正（拡充）
担当部局	水産庁増殖推進部研究指導課
評価実施時期	令和2年12月～令和3年1月
規制の目的、内容及び必要性等	【規制の目的及び必要性】 （１）現行制度では、都道府県は貸付けに当たって担保又は連帯保証人を徴することとされているところ、都道府県において担保評価の対応が困難になってきていること及び漁業者にとって連帯保証人の確保が困難になってきていることから、担保又は連帯保証人の義務付けが障壁となって改善資金を活用できない事例が生じている。 こうした問題に対応するため、都道府県が漁業者に対して直接貸し付ける現行の貸付方式に加えて、都道府県から必要な資金を借り受けた金融機関が漁業者に対して沿岸漁業改善資金を貸し付けるという転貸融資方式の導入を可能とするとともに、転貸融資方式による漁業者の債務を漁業信用基金協会が保証することを可能とするよう、地方公共団体等から提案があったことから、必要な措置を講ずる。 （２）転貸融資方式による貸付けに当たり、転貸融資方式による貸付けの融資リスクを負う金融機関が、借受者の資産、担保又は連帯保証人の弁済能力を踏まえた貸付金の償還の確実性についての審査を行うこととなる。 一方、貸付けの申請をした者が借受資格を有し、かつ、その貸付金の使途が制度の趣旨に照らして適当であるか否かについては、公平かつ慎重に判断される必要があることから、都道府県が審査を行う必要がある。 このため、金融機関による貸付けの前提条件として、貸付けを受けようとする漁業者の資金使途に係る計画について、都道府県がその貸付金の使途が制度の趣旨に照らして適当であるか否かの審査（以下「政策適格性審査」という。）を行い、これを認定した場合にのみ、改善資金の貸付けを受けられることとする仕組みが必要となる。

	【規制の内容】 都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、以下の措置を講ずる。 (1) 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者について、 ア 経営等改善資金の貸付けについては、経営等改善措置※₁ ※₁： 沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。） 、又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことをいう。 イ 生活改善資金の貸付けについては、生活改善措置※₂ ※₂： 沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。 ウ 青年漁業者等養成確保資金の貸付けについては、青年漁業者等養成確保措置※₃ ※₃： 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、若しくは近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することをいう。 に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出し、当該貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けなければならないこととする（第7条第1項）。 (2) 認定の申請に必要な計画には、貸付けを受けようとする資金の種類ごとに、（1）アからウまでの措置の内容及び実施時期、実施に必要な改善資金の種類、額、その調達方法を記載しなければならないこととする（第7条第2項）。
想定される代替案	貸付資格認定を要せずに金融機関が漁業者に対して沿岸漁業改善資金の貸付けを行う方法として、金融機関が政策適格性審査を行う方法が考えられる。しかし、個々の金融機関が、貸付金の使途が沿岸漁業改善資金制度の趣旨に照らして適切であるかどうかを統一的に判断することは、金融機関の負担を大きく増加させることとなるとともに、公平かつ円滑な制度運営が困難となるおそれがあることから、適切でない。

直接的な費用の把握		要素	代替案の場合
	遵守費用	なし	—
	行政費用	1 件当たり 2 時間程度	—
直接的な効果（便益）の把握		・ 転貸融資方式による令和 8 年度の貸付件数：28 件 ・ 便益：貸付額は最大で 6 億 3 千万円程度となる見込み。 { 内訳 経営等改善資金 3 億 5000 万円（限度額 2500 万円/件 × 14 件） 青年漁業者等養成確保資金 2 億 8000 万円（限度額 2000 万円/件 × 14 件）	—
副次的な影響及び波及的な影響の把握		都道府県が、今般の義務付け・枠付けの見直しを踏まえ、沿岸漁業改善資金の利用促進に資する取組を行うことにより、波及的影響として、「水産政策の改革」の目標である適切な資源管理及び水産業の成長産業化の実現への寄与が期待される。	—
費用と効果（便益）の関係		行政費用として、都道府県における事務手続に 1 件当たり 2 時間程度を要するものと見込まれる一方、転貸融資方式の導入による効果（便益）は経営等改善資金 1 件当たり最大 2,500 万円、貸付全体の効果（便益）は令和 8 年に最大で 6 億 3,000 万円となることが見込まれるほか、副次的な効果として、「水産政策の改革」の目標である適切な資源管理と水産業の成長産業化の実現への寄与が見込まれる。 このように、1 件当たりの便益が費用を上回ること及び長期的観点における効果が期待できる。	
その他の関連事項		令和 2 年 8 月及び 10 月に、転貸融資方式の導入に関して、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会構成員及び内閣府から水産庁に対してヒアリングを実施。 令和 2 年 8 月から 9 月に、内閣府及び水産庁から沿岸漁業改善資金制度を活用する 38 都道府県の担当部局に対して転貸融資方式に関するアンケート調査を実施。 （第 115 回提案募集検討専門部会 公表 URL） https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/teianbukai115gijishidai.html	
事後評価の実施時期等		地方分権改革有識者会議の議論を踏まえ、施行後 5 年を目途に事後評価を実施する。	
備考		—	